

1 (案)

2

3

4 沖縄県廃棄物処理計画(第六期)

5 (計画期間：令和 8 (2026)年度～令和 12(2030)年度)

6

7

8

9

10

11

12

13

14

令和 8 (2026)年 3 月

15



沖縄県

16

OKINAWA PREFECTURE

17

18

19

20

1

2

- 目 次 -

1		
2	1. はじめに	1-1
3	1.1 策定の背景・趣旨	1-1
4	1.2 計画の性格と位置づけ	1-4
5	1.3 計画の期間	1-5
6	1.4 目指すべき将来像	1-5
7	2. 廃棄物の現状と課題	2-1
8	2.1 一般廃棄物の排出・処理状況と課題	2-1
9	2.2 産業廃棄物の排出・処理状況と課題	2-49
10	3. 廃棄物の排出量及び処理量の見込み	3-1
11	3.1 一般廃棄物の排出量及び処理量の将来予測	3-1
12	3.2 産業廃棄物の排出量及び処理量の将来予測	3-6
13	4. 循環経済促進のための目標設定	4-1
14	4.1 循環経済促進に向けた考え方	4-1
15	4.2 循環経済促進のための目標	4-7
16	4.3 各主体の役割分担	4-15
17	5. 循環経済促進のための主要施策	5-1
18	5.1 循環経済促進のための施策体系	5-1
19	5.2 本県独自の資源循環の方向性	5-6
20	5.3 持続可能な廃棄物処理体制の方向性	5-14
21	5.4 適正処理の確保と徹底	5-19
22	5.5 不確定要因を含む廃棄物に対する対応	5-25
23	5.6 ごみ処理広域化・集約化	5-28
24	6. 計画の推進	6-1
25	6.1 県における推進体制	6-1
26	6.2 市町村との連携強化	6-2
27	6.3 関係団体・事業者との連携強化	6-1
28	6.4 計画の進行管理	6-2

1. はじめに

1.1 策定の背景・趣旨

我が国における循環型社会への取組は、平成 12(2000)年に循環型社会形成推進基本法で初めて法的に位置づけがなされたことにより始まり、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会」を目指していく道標が示されました。

7

さらに、令和 6(2024)年度には第五次循環型社会形成推進基本計画において、この取組をより一層強化するため、経済社会システムそのものを循環型に変えるという概念として、一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を通して、循環した資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制を目指していくことが示されています。

13

本県においては、平成 13(2001)年度に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 5 に基づく法定計画として「沖縄県廃棄物処理計画」を策定し、循環型社会の形成に向けて、本県の実情に即した様々な施策・取組を行ってきました。

17

中でも、一般廃棄物については、マイバック推進運動と併せて、全国に先駆けレジ袋の有料化を開始するとともに、多くの市町村で、ペットボトル等の分別収集の推進と併せて、ごみ収集の有料化が行われる等、廃棄物の減量化に向けた対策が採られてきました。

また、産業廃棄物については、近年の企業における環境意識の向上により、廃棄物の排出抑制等の取組が進められる中、平成 18(2006)年度には産業廃棄物税を導入し、経済的手法を活用して、より一層、排出事業者による廃棄物の排出抑制や循環的利用を促すとともに、税金を活用した使途事業の実施によりリサイクル技術向上に向けた設備導入支援や不法投棄対策、各種啓発活動など、様々な施策を行ってきました。

26

このような取組により、廃棄物の排出抑制等に一定程度の成果を上げてきましたが、本県においても、国が第六次環境基本計画で提唱する環境の質を向上させ、経済社会が共に成長・発展できる社会である循環共生型社会を目指すために、さらなる取組の強化が必要です。

30

このような背景を踏まえ、本県が取り組む各種施策の方向性とその具体的な目標を明らかにするため、「第六期沖縄県廃棄物処理計画(以下「第六期計画」という。)」を新たに策定し、県民、事業者、市町村及び県といった多くの主体が連携・協働し、「循環共生型社会の形成による持続可能な沖縄の実現」に向け、包括的な取組を総合的かつ計画的に推進していきます。

35

1
2
3
4
5
6
7

サーキュラーエコノミーとは

サーキュラーエコノミーとは、リニアエコノミー に代わる概念で、日本語で「循環経済」と呼ばれる経済システムを表す言葉です。経済活動においてモノやサービスを生み出す段階から、リサイクル・再利用を前提に設計するとともに、できる限り新たな資源の投入量や消費量を抑えることで既存のモノを無駄にせず、その価値を最大限に生かす循環型のしくみを表します。



資料: オランダ [A Circular Economy in the Netherlands by 2050 -Government-wide Program for a Circular Economy] (2016) より模倣者作成

8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19

リニアエコノミー (線形経済) とは

「資源の採掘に始まり、大量生産を経て、最後には大量に廃棄する」という、一方通行的な経済活動のことです。リニアエコノミーに基づく社会では、企業は大量に製品を生産し、販売することで利益を得ようとしています。それに呼応するように、消費者も次から次へと新製品を購入しては、古くなった製品を廃棄していきます。

リサイクルや再利用などの可能性は考慮されず、限りある資源はただ消費されるだけとなり、結果として、自然環境の破壊や重大な社会問題の発生へとつながってしまいます。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14

持続可能な開発目標(SDGs)

持続可能な開発目標(SDGs)は、平成 27(2015)年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた、平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標です。17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されており、環境・経済・社会の 3 つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。

これらの目標とターゲットが全ての国、全ての人々及び社会の全ての部分で満たされ、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことなどが宣言されています。

SDGs が掲げる 17 の目標を以下に示します。県民全体で共有する沖縄の令和 12(2030)年を目途とする将来像である「沖縄 21 世紀ビジョン」の基本理念及び将来像は、SDGs の基本理念や 17 の目標と重なることが多いことから、本県では同ビジョンの将来像の実現に向け、SDGs を推進することとしています。よって、第六期計画の推進においても、SDGs の視点を追加し、計画や施策に 17 の個別目標を紐付けて示します。



出典)国際連合広報センターHP

15
16
17
18

1 1.2 計画の性格と位置づけ

2 廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)第
3 5条の5の規定に基づく法定計画であり、国が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関
4 する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(同法第5条の2)に即して都
5 道府県が定めることとされています。

6 また、本県においても、国が第六次環境基本計画で提唱する「循環共生型社会」の形成を目指
7 し、廃棄物の排出抑制、減量化、適正処理に関する基本的な方向を定め、市町村が策定する「一
8 般廃棄物処理計画」と連携を図りつつ、県民、事業者、市町村及び県が一体となって取組を進め
9 るための計画とする必要があります。

10 さらに、将来にわたり持続可能な一般廃棄物の適正処理の確保に向けた、中長期的な視点によ
11 るごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に係る計画(以下、「沖縄県ごみ処理広域化・集約
12 化計画」という。)を含めて策定しています。

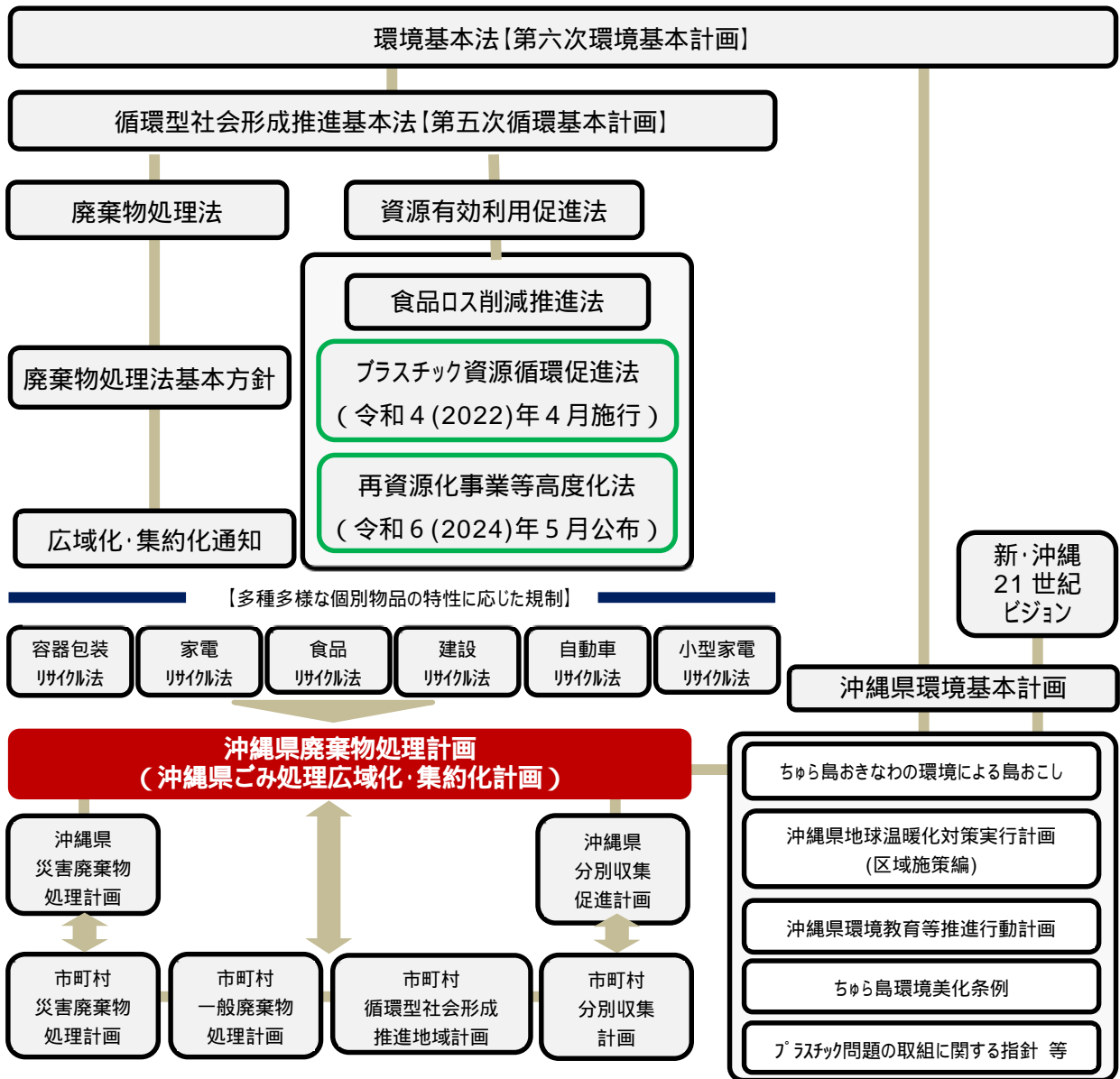


図 1.1 計画の位置づけ

1 **1.3 計画の期間**

2 第六期計画の対象期間は、令和 8 (2026)年度から令和 12(2030)年度までの 5 ヶ年とし、令和
3 12(2030)年度を目標年度とします。

4 ただし、沖縄県ごみ処理広域化・集約化計画については、令和 8 (2026)年度から令和 32(2050)
5 年度までの 25 ヶ年を対象期間とします。

6 社会情勢の変化や国の動向等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

7

8 **1.4 目指すべき将来像**

9 世界に誇れる美しい自然環境の保全と社会経済活動とのバランスのとれた持続可能な地域社
10 会を目指すため、県民一人ひとりがリデュース、リユース、リサイクル(以降、3 Rと記す)を実
11 践するとともに、発生した廃棄物の適正処理に努め、環境負荷の少ない循環型社会を構築する必
12 要があります。

13 第六期計画では、将来的に目指す姿として「循環共生型社会の形成による持続可能な沖縄」を
14 掲げ、それを実現するための 5 つの基本方針に基づいた施策を策定します。

15

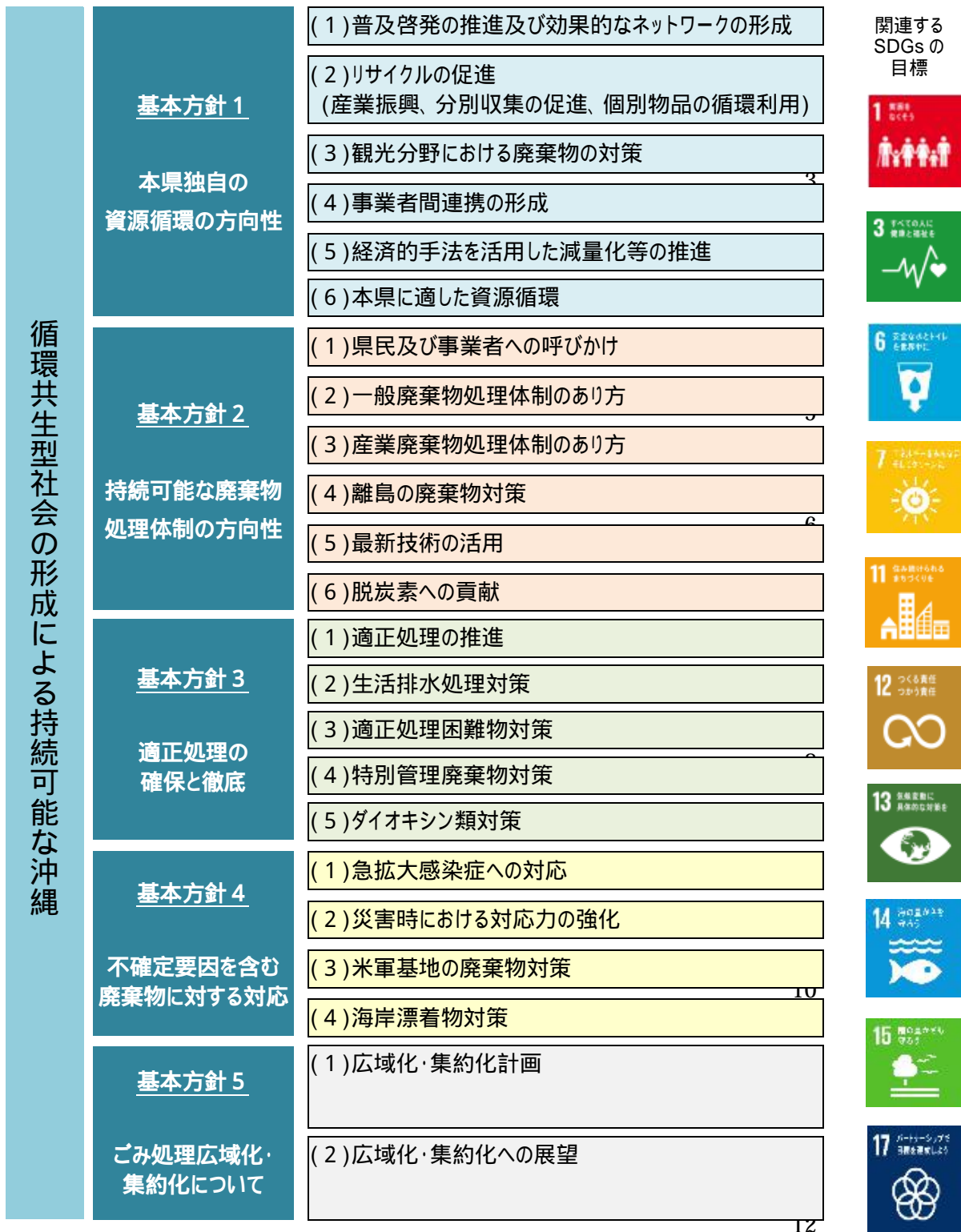


図 1.2 第六期計画の施策体系